第五条　削除

（法第三十五条に関する事項）

第十四条　法第三十五条第三号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により無料の船員職業紹介事業を的確に遂行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（法第三十六条に関する事項）

第十五条　法第三十六条に規定する届出は、船員職業紹介所の所在地若しくは設備を変更し、若しくは船員職業紹介所を増設し、又は船員職業紹介所の取扱職種の範囲等を変更しようとする地を管轄する地方運輸局長にしなければならない。

（削る）

（法第四十二条に関する事項）

第十九条　第二条から第四条まで、第七条及び第五十条（同条の表第四号から第六号までを除く。）の規定は、無料船員職業紹介事業者が無料の船員職業紹介事業を行う場合について準用する。

（法第五十五条に関する事項）

第二十五条　（略）

2　法第五十五条第三項の国土交通省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ～ニ　（略）

ホ　役員が未成年者で船員派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1)　当該役員の法定代理人が個人である場合　当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

(2)　当該役員の法定代理人が法人である場合　当該法定代理人に係るイからニまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で船員派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係るイからニまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。以下この(2)において同じ。）の住民票の写し及び履歴書並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員の法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）を含む。）

（削る）

ヘ～ヌ　（略）

（法第十八条に関する事項）

第五条　法第十八条ただし書に規定する回数は、三回とする。ただし、求職者の身体の一時的障害により地方運輸局長の紹介する職に就くことができないため拒んだ回数は、これに含まないものとする。

（新設）

（法第三十五条に関する事項）

第十四条　法第三十五条に規定する届出は、船員職業紹介所の所在地若しくは設備を変更し、若しくは船員職業紹介所を増設し、又は船員職業紹介所の取扱職種の範囲等を変更しようとする地を管轄する地方運輸局長にしなければならない。

（法第三十七条に関する事項）

第十五条　法第三十七条第一項ただし書の許可を受けようとする者は、告示で定める事項を記載した許可申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（法第四十二条に関する事項）

第十九条　第二条から第五条まで、第七条及び第五十条（同条の表第四号から第六号までを除く。）の規定は、無料船員職業紹介事業者が無料の船員職業紹介事業を行う場合について準用する。

（法第五十五条に関する事項）

第二十五条　（略）

2　法第五十五条第三項の国土交通省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ～ニ　（略）

ホ　役員が未成年者で船員派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し及び履歴書

（新設）

（新設）

ヘ　役員が未成年者で船員派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、その法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

ト～ル　（略）